

●規則第60条:開発行為又は建築等に関する証明交付
(開発等の許可が不要となる旨の証明)

(鴻巣市)

H31.4.1

- 1 ◎ 開発行為又は建築等に関する証明願(市規則様式第27号)
- 2 ◎ 委任状
- 3 ◎ 理由書 土地利用計画、許可が不要となる理由等を明示
- 4 ◎ 土地登記事項証明書 申請時以前6か月以内のもの
- 5 ○ 土地権利者の同意書
- 6 ○ 土地権利者の印鑑証明書 土地権利者の同意書作成時のもの
- 7 ◎ 固定資産課税台帳記載事項証明書(資産証明) 市街化調整区域内で既存建築物がある場合
- 8 ◎ 農用地除外証明書 申請地が農用地の場合
- 9 ◎ 位置図(都市計画図) 縮尺50,000分の1以上
- 10 ◎ 案内図 縮尺2,500分の1以上
- 11 ◎ 公図写し 縮尺600分の1以上
- 12 ◎ 現況写真 申請地の状況を2方向以上
撮影位置及び撮影方向を配置図又は案内図に明示
申請時以前3ヶ月以内に撮影したもの(撮影年月日記入)
- 13 ◎ 求積図 縮尺500分の1以上 座標法または数値三斜法
- 14 ◎ 土地利用計画図 縮尺1,000分の1以上 土地利用種別ごとに色分け
- 15 ◎ 建築物の配置図 縮尺100分の1以上 雨水・汚水排水計画及び給水計画を明示
既存建物、設計GL、申請地高さ、道路高さ、隣地高さを明示
- 16 ◎ 建築物の平面図・立面図 縮尺100分の1以上 立面図は2面以上
建築面積・建ぺい率・延床面積・容積率を明示
- 17 ○ 雨水・汚水排水施設構造図 縮尺50分の1以上
- 18 ○ 道路占用許可書・施工承認書・公共物使用許可書・公共下水道区域外流入許可書等の写し(農業集落排水の場合は分担金決定通知書の写し) 各許可等の手続きが必要となる場合
- 19 ◎ ■下記の書類で、必要と認める場合に添付する。
市街化区域内の500㎡以上の敷地で開発行為を行わない場合
・開発行為に該当しないことを確認するための図面等(現況図及び開発許可通知書、確認申請書等の写し)
市街化調整区域内で予定建築物を農業用施設とする場合
・農家証明
・住民票(世帯員全員のもの)
予定建築物を公益施設とする場合
・他法令による許可書等
・事業計画書
市街化調整区域内で新築、増築、改築(建替え)を行う場合
・29条許可通知書、42条許可通知書、43条許可通知書、適合証明書、確認申請書等の写し等又は現況図
- 20 ◎ その他市長が必要と認めるもの 下記の書類で、必要と認める場合に添付する。
・用途地域等に適合する建築物であることを確認できる書面(建築物調書)
・雨水流出抑制計算書、汚水流量計算書
・隣接地の土地登記事項証明書
・隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書
・その他の書類()

◎:添付が必要な書類 ○:添付が望ましい書類